

## 花巻球場使用料

### ○球場使用料

区 分		グラウンド使用料	
		土曜日及び休日以外の日 1時間までごとに	土曜日及び休日 1時間までごとに
入場料等を徴収しない場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒並びに大学生	500円	600円
	社会人	1,000円	1,200円
	職業人	2,000円	2,400円
入場料等を徴収する場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒並びに大学生	1,500円	1,800円
	社会人	3,100円	3,700円
	職業人	一日までごとに一日の最高入場料の100人分に相当する額(その額が200,000円に満たない場合は200,000円)	一日までごとに一日の最高入場料の130人分に相当する額(その額が250,000円に満たない場合は250,000円)

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、使用者が入場料、会費その他これらに類する料金を徴収する場合、又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

3 一日とは、午前8時30分から午後5時までをいう。

### ○屋内運動場等使用料

区 分		使用料(1時間までごとに)	
		職業人及び社会人	小学校児童、中学校及び高等学校生徒並びに大学生
屋内運動場		2,000円	1,000円
研修会議室		400円	

備考 屋内運動場及び研修会議室については、試合と併せて使用の場合は料金を徴収しない。

### ○附属設備及び備品の使用料

区 分		アマチュア野球に 使用する場合	その他の催しものに 使用する場合
照明設備	全灯使用の場合	1時間につき	13,000円
	144灯使用の場合	1時間につき	
	72灯使用の場合	1時間につき	
放送設備		1試合につき	1,200円
スコアボード		1試合につき	1,200円
ピッチングマシン		1日につき	1,000円
バッティングゲージ		1日につき	2,500円
審判用具一式		1試合につき	400円